

7 月からの会務について（当面の間）

協会では、6 月以降、新型コロナウイルス感染症防止対策を、感染状況に応じおおむね 1 カ月単位（必要な場合においてはその都度）で見直すこととしております。

7 月につきましても、6 月同様に可能な範囲において平時の会務の水準に戻しつつ、新しい生活様式に向けてのスムーズな移行を視野に、感染防止の施策も併せて行うこととします。ご理解とご協力をお願いいたします。

主な施策

	6 月の対応	7 月からの対応 （当面の間）
委員会（外部関係者との打合せを含む。）	・ オンラインでの参加を原則とする。対面で開催する場合は、感染防止策を施す。 ・ 原則として、20 人かつ会場定員の 1 / 3 を最大とする。 ・ 懇親会は、控える。	・ 同左 ・ 原則として、会場定員の 1 / 3 を最大とする。 ・ 懇親会は、原則として控える。開催する場合は、三密にならないよう配慮する。
研修会・イベント	・ 感染防止策を実施の上で開催する。原則として、会場定員の 1 / 3 を最大とする。 ・ 可能であればリモート参加できるような方法も実施する。	・ 同左 ・ 同左
外部大規模イベントへの業務上の参加	・ 原則禁止とする。	・ 参加の必要性や地域の感染状況・会場の感染防止策の状況に応じて判断する。
外部関係者との小規模な会食	・ 控える。	・ 原則として控える。開催する場合は、三密にならないよう配慮する。
出張・旅行	・ 海外出張・国内出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。 ・ プライベートな海外旅行は自粛する。国内旅行については、地域の感染状況に応じて判断する。	・ 海外出張は同左、国内出張は、参加の必要性や地域の感染状況に応じて判断する。 ・ 同左
事務局体制	・ 在宅で円滑に業務が遂行できる場合には、在宅勤務を実施する。 ・ 出勤する場合には、シフト勤務を活用するほか、大会議室で業務を行う等、三密を避ける。	・ 同左 ・ 同左

	・派遣スタッフも可能であれば在宅勤務とし、不可能であれば出勤又は自宅待機とする。 ・上記により、通常の座席での勤務率を5割以下とすることを目標とする。	・派遣スタッフも可能であれば在宅勤務とし、不可能であれば出勤とする。 ・同左
各種窓口	・会員登録の窓口及び図書室は、感染防止策を実施の上で再開する。相談窓口は、メール・電話・郵送で対応し、来会を極力避けるようお願いする。	・同左

以 上